

# コロナ感染症から医療-公衆衛生体制の強化を求める請願書

## 請願趣旨

新型コロナ感染症が広がり、「医療ひっ迫」「医療崩壊」の心配が事実となり、長期化しています。重症者が増加し、治療とは言えない自宅療養や待機とされています。さらには病床が足りないことで、一般の病気・ケガ・手術・救急搬送の患者の受入れも困難となり「助かるいのちも助からない」ことともなっています。東京圏などの特定の地域での感染症死亡率は、諸外国と比べても高い状態となっています。これまでの医療・公衆衛生が脆弱だったことは明らかです。国民のいのちと生活を守るために医療・公衆衛生体制の抜本的強化が早急に求められています。以下の事項につき地方自治法99条にもとづく意見書を国に提出していただけるよう請願いたします。

## 請願事項

- 1 公費によってPCR検査などの必要な社会的検査を充実させること。
- 2 自宅療養や待機とは、医療ではなく実質的な患者の放置になる。患者のいのちを守れないばかりか家族と地域の感染拡大となる。入院治療をこそ基本原則とすること。
- 3 一般病床を転換させ感染症病床とするやり方は、院内感染防止からも、また全体の病床のひっ迫を招き安易に進めるべきではない。感染症病床の充足は、「諸外国で行っているように「臨時専用病院」を設置し対応すべきであること。
- 4 医療・介護従事者の安全とゆとりを確保するために、給与などの待遇・労働条件を大幅に改善し、感染防止の徹底で人的な集中確保をはかること。また感染した場合には労働（公務）災害補償を早期に行い、治療に専念させること。
- 5 医療・介護の経営が極めて厳しい。医療経営もひっ迫し、介護・高齢者福祉施設は過去最多の倒産状況である。公費による減収補償をスムーズに行ない経営を維持すべきこと。
- 6 一過性ではなく保健所・地方衛生研究所の機能充実・人材確保をはかること。地域の中核病院であり感染症治療の要である公的・公立病院の堅持すること。病院と病床削減に向けた地域医療計画は改めること。
- 7 「全ての希望はワクチンありき」ではなく、慎重に副作用の調査・情報提供・財源交付を行い、不備・不安のない接種体制を確立すること。
- 8 国内最高の機動力と防疫上の医療資源があるのが自衛隊である。自衛隊病院の開放や医療従事者の派遣など、災害救助隊としての機能を強めること
- 9 「自粛」「自己責任」ではなく、公的責任で安心安全な医療提供を確立させ、コロナ関連法の罰則ではなく、具体的運用段階で過料を原則停止すること。

以上 9項目を求める意見書を国に提出するよう請願します。

(提出先：衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・内閣官房長官・内閣府特命担当大臣・総務大臣・財務大臣・厚生労働大臣)